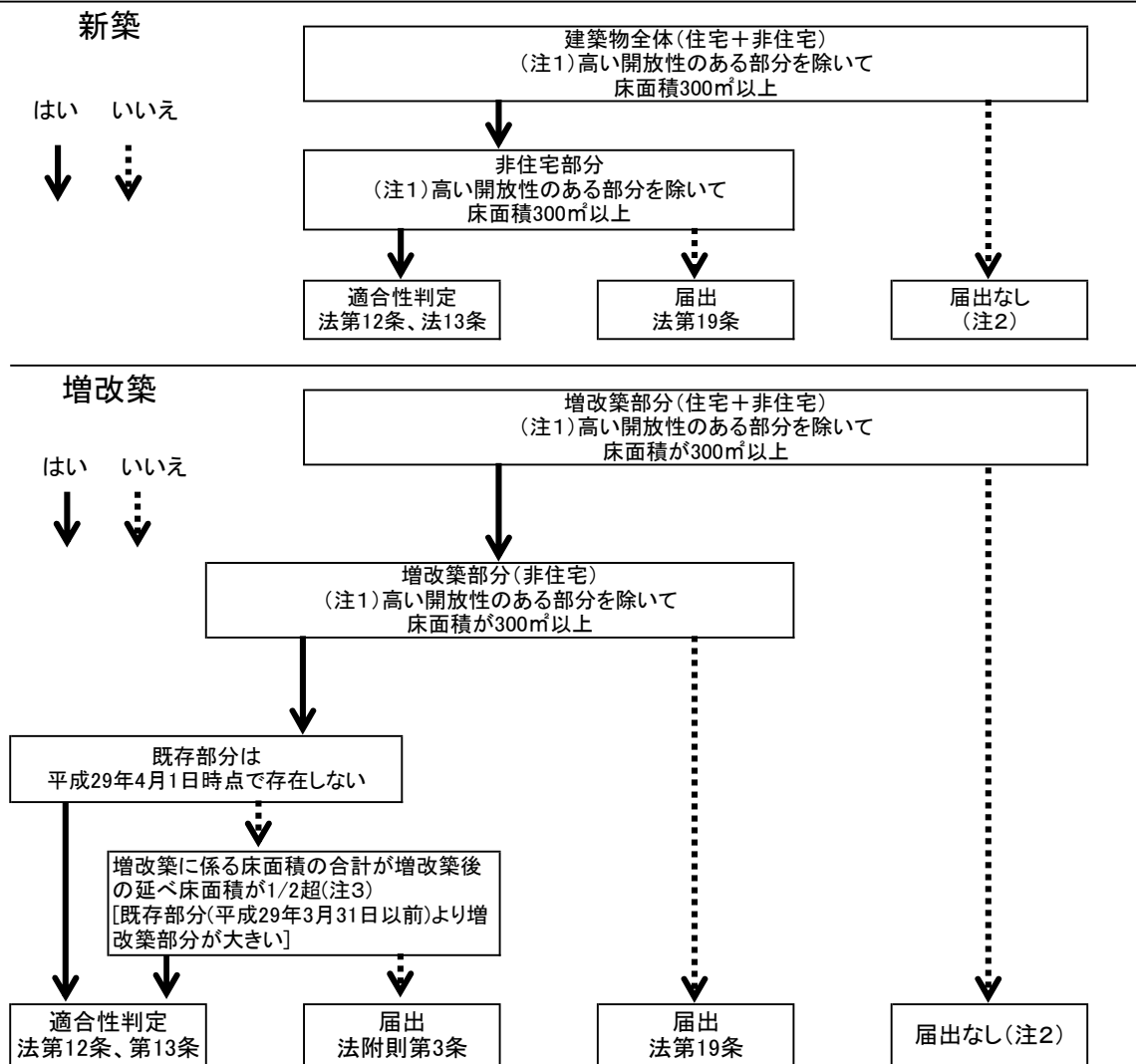


建築物省エネ法の適合性判定・届出チェックフロー(令和3年4月1日施行)



(注1) **高い開放性のある部分**とは、内部に間仕切壁又は戸を有しない部分であり、その床面に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が1/20以上を有する空間のこと。[令第4条]

(注2) 高い開放性のある部分を除いて床面積が10㎡以上の場合、建築士から建築主へ評価・説明が必要。[法第27条]

(注3) 既存部分と増改築部分は、高い開放性のある部分の面積を**除かない**非住宅部分の床面積の合計で比較する。

※1 適合性判定対象の複合用建築物で、住宅部分の床面積が300㎡以上は、住宅部分の省エネ計算が必要。(住宅部分は適合義務にはならず、届出となる。)

※2 下記の場合は適合性判定を受けたとみなす。
(法第25条第1項、法第35条第8項、法附則第8条第8項)
適合判定通知書の代わりに下記の認定書の写しを添付
・大臣認定(建築物省エネ法第23条)を受けたとき
・性能向上計画(建築物省エネ法第35条)の認定を受けたとき
・低炭素建築物新築等計画(エコまち法第53条)の認定を受けたとき

※3 下記に示す建築物は建築物省エネ法の適合性判定・届出の必要なし。[法第18条、法第22条、令第7条]
・自動車車庫、自転車駐輪場、畜舎、共用歩廊、重要文化財、仮設建築物など
(壁を有しないこと又は高い開放性を有するもの)

※4 届出又は確認申請のどちらかが令和3年4月1日以前の場合は、従前の基準により制度の運用を行う。
(例: 非住宅部分が300㎡の新築の場合で、確認申請が施行日以前の場合は適合義務対象外)
[法附則第3条第1項、法附則第3条第2項]